

第九十八号議案

江戸川区が管理する道路における移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区が管理する道路における移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十条第一項の規定に基づき、江戸川区が管理する道路(以下「道路」という。)の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)
 第二条 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、高齢者、障害者等の道路の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを考慮して、江戸川区規則で定める基準とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準については、なお従前の例による。

(説明)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の改正に伴い、江戸川区が管理する道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について定める必要があるもので、本案を提出いたします。